

yourLIVE サービス利用規約

株式会社JVCケンウッド（以下「当社」といいます）は、この利用規約（以下「本規約」といいます）に基づき、第1条（定義）に定義する yourLIVE サービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。本規約は第1条（定義）に定義する利用契約と共に本サービスへのアクセス及び利用に適用されます。契約者（第1条（定義）に定義）が本サービスを利用する際には、本規約に従うものとします。

I 定義及び一般条項

第1条（定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 本サービス：本規約に基づき当社がアプリケーション・サービス・プロバイダとして契約者に提供する別紙「yourLIVE サービス内容」所定の yourLIVE サービス
- (2) 契約者：個別契約（(3)号に定義）を当社と締結し、本サービスの提供を受ける個人又は法人
- (3) 個別契約：本規約に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する個別条件を定める契約
- (4) 利用契約・規約：契約者と当社間の本サービスに関する基本的な条件を定める契約（以下「基本契約」という）及び個別契約（基本契約と個別契約をまとめて以下「利用契約」という）並びに本規約
- (5) 契約者設備：本サービスの提供を受けるため契約者、顧客企業（(9)号に定義）、その他の者が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
- (6) 本サービス用設備：本サービスを提供するにあたり、当社が利用するコンピュータ（IaaS 業者が提供するクラウド基盤のコンピュータを含む）、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア（(8)号に定義する「本ソフトウェア」を含む）
- (7) 本サービス用設備等：本サービス用設備及び本サービスを提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線
- (8) 本ソフトウェア：当社が開発し本サービスの機能を提供するソフトウェア
- (9) 顧客企業：当社の同意に基づき、契約者と契約し本サービスの提供を受ける、契約者の顧客企業。本サービスにより生成される当該ライブ映像又はアーカイブ動画のマルチアングル映像（(11)号に定義）の配信を受け、視聴者向けにホームページ、又はタブレットやスマートフォン向けアプリケーション（以下「端末アプリ」という）により、マルチアングル映像の視聴

を提供する。

- (10) 視聴者：契約者又は顧客企業からマルチアングル映像の配信を受けて、これを視聴する又は視聴しようとする第三者
- (11) マルチアングル映像：契約者又は顧客企業から本サービス用設備に送信されたライブ映像又はアーカイブ動画が、タイル状に多像配列化された画像及び映像
- (12) ライブコンテンツ：当社がマルチアングル映像を作成する際の素材となるライブ映像又はアーカイブ動画
- (13) 契約者ら：契約者及び顧客企業
- (14) 利用不能状態：契約者らが本サービスを全く利用し得ないと当社が判断した状態。
なお、マルチアングル映像において、多像配列化された画像、映像及び音声のうち、その一部に欠損が生じているにとどまる場合（一部でも画像、映像及びそれに対応する音声の視聴、聴取が可能な場合）は、利用不能状態に含まれないものとします。

第2条（通知）

- 1 当社から契約者への通知は、利用契約・規約に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面又は当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。
- 2 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

第3条（本規約の変更）

- 1 当社は、本規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者らの利用条件その他利用契約の内容は、変更後の新しい本規約を適用するものとします。
- 2 当社は、前項の変更を行う場合は、30日の予告期間において、変更後の本規約の内容を契約者に通知するものとします。変更の発効後も本サービスへのアクセスまたは使用を継続する場合、契約者は変更された利用規約に拘束されることに同意したものとみなされます。新しい利用規約に同意されない場合は、本サービスの使用を中止してください。

II 知的財産

第4条（本サービスと本ソフトウェアに関する知的財産権）

本サービス及び本ソフトウェアは、日本及び諸外国における特許権、著作権、商標権、その他の法律により保護されています。契約者は、本サービスに関する知的財産権その他の権

利を取得するものでないことを了解のうえ本サービスを利用します。

第5条（動画コンテンツの利用）

- 1 契約者らは本サービスを利用することにより、本サービス用設備に含まれるサーバコンピュータにライブコンテンツを送信し、ライブコンテンツは当該サーバに複製されますが、当社は送信・複製されたライブコンテンツの著作権を譲り受けません。
- 2 当社は、ライブコンテンツを、本サービス提供に利用する目的（以下、「本サービス目的」といいます）にのみ、利用することができます。具体的には、契約者らは当社に対し、ライブコンテンツについて、当社が本サービス目的で、本サービス用設備に含まれるサーバコンピュータに複製し、改変してマルチアングル映像を作成し、当該マルチアングル映像を送信可能化し、契約者又は顧客企業もしくはその視聴者向けに公衆送信するなど、本サービス目的に必要な範囲で著作権法上の利用を行う権利を許諾します。当社に対する利用許諾の期間は、本サービスの利用期間中、継続するものとします。

第6条（他者の著作権の尊重、契約者の責任）

- 1 前条に述べたとおり、本サービスの利用により、ライブコンテンツについて自動的にサーバコンピュータへの複製、改変、送信可能化、公衆送信の処理が行われます。他者が著作権を有するコンテンツを、契約者らが送信する行為は、契約者らによる私的な利用とはみなされません。契約者は、契約者が著作権を有しないコンテンツについては、著作権者の許諾を得て送信するものとし、顧客企業が著作権を有しないコンテンツについては、著作権者の許諾を得て送信させるものとします。また契約者は当社に対し、本サービスの利用にあたり、著作権者から、前条第2項の行為に関する再利用許諾権を得ていることを保証します。また、契約者は、当社による前条第2項の行為について、著作人格権を行使せず、またライブコンテンツの著作者をして行使させないものとします。契約者は本サービスの利用中に行う動画コンテンツの送信、複製、アップロード等について全面的に責任を負うものとし、当社は一切の責任を負いません。
- 2 当社は本サービス上の情報を監視する義務を負いません。ライブコンテンツについて第三者の著作権侵害、猥褻映像など公序良俗、もしくはプライバシー侵害等があるなどの理由によって、又はその他ライブコンテンツ又はマルチアングル映像の利用によって、契約者ら又は視聴者を含む第三者に生じた損害については、当社では一切の責任を負いません。

第7条（ライブコンテンツ等の削除）

- 1 契約者はライブコンテンツ又はマルチアングル映像について、第三者の権利を侵害するおそれがあること、又は猥褻画像など公序良俗に違反する可能性があるとき、直ちに当該ライブコンテンツ及び当該マルチアングル映像を削除し又は顧客企業に

削除させる措置（総称して以下「削除等」といいます）をとるものとします。

- 2 当社に対し第三者から、権利侵害を理由にライブコンテンツ又はマルチアングル映像の削除を求められた場合、又はライブコンテンツ又はマルチアングル映像について、第三者の権利を侵害するおそれがあるか猥褻画像など公序良俗に違反する可能性があるとして当社が判断した場合、当社は契約者に対し、当該ライブコンテンツ又は当該マルチアングル映像の削除等を求めることができます。この場合、契約者は速やかに削除等の措置をとるものとします。
- 3 当社は、契約者、又は契約者以外の者から権利侵害を申し立てられたライブコンテンツ又はマルチアングル映像を通知なく削除または無効にする権利、及び侵害の態様が悪質と当社が判断した契約者に対して本サービスの利用を停止する権利を留保します。これらの当社の措置により生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

Ⅲ 契約者及び利用契約

第8条（個別契約の締結）

- 1 各個別契約は、契約者が、当該個別契約により本サービスを提供する顧客企業を明示した、当社所定の注文書（以下「注文書」という）及び第28条（顧客企業の遵守事項等）第1項に定める顧客企業の誓約書を当社に提出し、当社がこれに対し承諾の通知を発信したときに成立するものとします。なお、注文書の提出により、契約者は当該注文書に関する各個別契約において、当該注文書の提出時点で有効な本規約が適用されることに同意したものとみなします。
- 2 契約者は注文書記載の利用目的以外には本サービスを利用しないものとします。契約者が利用目的を追加又は変更したいときは、事前に当社の書面による承諾を得なければなりません。
- 3 当社は、前各項その他本規約の規定にかかわらず、契約者又は顧客企業が次の各号のいずれかに該当する場合には、個別契約を締結しないことができます。
 - (1) 本サービスに関する金銭債務の不履行、その他基本契約又は個別契約若しくは本規約に違反したことがあるとき、または違反したことを理由として個別契約を解除されたことがあるとき
 - (2) 注文書に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入もれがあったとき
 - (3) 金銭債務その他基本契約又は個別契約若しくは本規約に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
 - (4) その他当社が不相当と判断したとき

第9条（顧客企業による利用）

前条第1項の個別契約の成立により、契約者は当該個別契約に係る顧客企業に本サービ

スを利用させることができるものとします。契約者は、顧客企業による利用についても本規約が適用されること、及び顧客企業の利用が契約者自身による利用とみなされることを承諾するとともに、顧客企業の利用につき一切の責任を負うものとします。

第10条（ライブコンテンツの提供）

- 1 個別契約の成立後、契約者らは当社が別途指定する日時において当社が別途指定する方法により、すべてのライブコンテンツを当社に提供しなければならないものとします。
- 2 ライブコンテンツの提供遅延、提供停止等により、マルチアングル映像の配信遅延、配信停止等が発生した場合でも、これらにより契約者ら及び視聴者を含む第三者に生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

第11条（利用責任者）

- 1 契約者は、本サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定めた上、第8条（個別契約の締結）所定の注文書に記載して当社へ通知するものとし、本サービスの利用に関する当社との連絡・確認等は、原則として利用責任者を通じて行うものとします。
- 2 契約者は、注文書に記載した利用責任者に変更が生じた場合、当社に対し、利用変更申込書にて速やかに通知するものとします。

第12条（変更通知）

- 1 契約者は、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先その他注文書の契約者にかかわる事項に変更があるときは、当社の定める方法により変更予定日の30日前までに当社に通知するものとします。なお、変更に関わる証明書類（公的機関が発行した証明書など）を当社から要求したときは、契約者は速やかにこれを当社に提出するものとします。
- 2 前項の規定は、顧客企業にかかわる事項に変更が生じた場合の契約者による通知義務に準用されるものとします。
- 3 当社は、契約者が第1項又は前項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第13条（一時的な中断及び提供停止）

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。
 - (1) 本サービス用設備のうち IaaS 業者が提供するクラウドコンピュータ基盤やインターネット環境に起因し、本サービスを正常に提供できないため緊急保守を行う場合
 - (2) 本サービス用設備等の異常が生じたため緊急保守を行う場合

- (3) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
- 2 当社は、契約者らが第15条(当社からの利用契約の解除)第1項各号のいずれかに該当する場合又は契約者が利用料金未払いその他基本契約又は個別契約若しくは本規約に違反した場合には、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
- 3 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して契約者ら又は視聴者を含むその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

IV 利用期間及び利用契約の解除等

第14条(利用期間)

個別契約毎の本サービスの利用期間は、注文書に記載される本サービス提供開始日時から本サービスの提供終了日時までの期間(以下「利用期間」という。)とします。利用期間経過により、当該個別契約の顧客企業及びその視聴者は本サービスを利用不能となります。

第15条(当社からの利用契約の解除)

- 1 当社は、契約者らが次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく基本契約又は個別契約の全部若しくは一部を解除することができるものとします。
- (1) 契約者の注文書、利用変更申込書その他通知内容等に虚偽記入又は記入もれがあった場合
- (2) 契約者又は顧客企業もしくはその視聴者が、当社の業務の遂行または本サービス設備等に支障を生じさせ、または支障を生じさせる可能性がある場合
- (3) 契約者が振り出した手形又は小切手が不渡りとなった場合
- (4) 契約者に対して差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (5) 契約者について、破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始あるいは特別清算開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合
- (6) 契約者が監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
- (7) 利用料金の支払日から10日間以上経過しても利用料金の一部又は全部の支払がない場合
- (8) 契約者又は顧客企業もしくは視聴者により、第27条(禁止事項)第1項各号の一に該当する行為が行われた場合
- (9) 契約者が注文書に記載した利用目的以外に本サービスを利用したとき。
- (10) 前3号のほか、基本契約又は個別契約若しくは本規約に違反する行為があり、当社が

- 契約者に対しかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内に是正されない場合
- (11) 契約者が解散、又は事業の全部もしくは重要な一部の譲渡等の決議をした場合
 - (12) 契約者又は顧客企業が反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋、又はこれらの関係者その他の暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する企業をいう）であることが判明した場合
 - (13) その他前各号に準ずる事由がある場合
- 2 契約者は、前項による利用契約の解除があった時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとします。

第16条（契約者からの利用契約の解除）

- 1 次の各号のいずれかが生じた場合には、契約者はその発生した日から7日以内に当社に通知することによって、違約金なしに利用契約を解除することができるものとします。この場合、第17条（本サービスの廃止）第3項が準用されるものとします。
- (1) 利用契約又は本規約で除外されている一切のサービス及び免責事項に起因せず、専ら当社の責に帰すべき事由により本サービスが24時間以上継続して利用不能状態となったときが、月に3回以上あった場合
 - (2) 当社が解散、又は事業の全部もしくは重要な一部の譲渡等の決議をした場合
 - (3) 当社が反社会的勢力であることが判明した場合

第17条（本サービスの廃止）

- 1 当社は、廃止日の30日前までに契約者に通知することにより、本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとします。廃止日時点で有効に締結されており、かつ、本サービスの提供が完了していない個別契約は、契約者と当社の間で別途書面合意した場合を除き解約されるものとし、当該個別契約に基づく本サービスの提供は行われなものとします。
- 2 天災地変等不可抗力により、又は本サービス用設備のうちIaaS業者が提供するクラウドコンピュータ基盤が利用不能となり、本サービスを提供できない場合、当社は本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、廃止日をもって基本契約又は個別契約の全部又は一部を解約することができるものとします。
- 3 第1項又は前項に基づき本サービスの全部又は一部が廃止され、廃止日時点で有効に締結されていた個別契約に関する本サービスの全部又は一部の提供が行われな場合、当社は、利用料金等で前払いされたもののうち、廃止する本サービスについて提供しない日数に対応する額を日割計算にて契約者に返還するものとします。なお、第1項又は前項に基づき本サービスの全部又は一部の提供が行われなかつたことにより契約者らその他第三者に損害が生じたとしても、当社はその責任を一切負わないものとします。

第18条（利用契約終了の効果）

- 1 基本契約が終了した場合、当社は契約者及び顧客企業に対する本サービスの提供を終了するものとします。個別契約の終了により、当社は当該個別契約に係る本サービスの提供を終了するものとし、契約者は当該顧客企業に本サービスを提供する地位を喪失し、当該顧客企業は本サービスを利用できなくなるものとします。
- 2 本規約、基本契約、個別契約または本サービスもしくは本ソフトウェアに関連して生じる全ての請求について、基本契約又は個別契約の期間満了又は解約による終了後も本規約は有効に存続するものとします。但し、第30条（秘密保持義務）の規定は利用契約の終了後2年間有効に存続するものとします。

V サービス

第19条（本サービスの種類と内容）

- 1 当社が一般的に提供する本サービスの種類及びその内容は、別紙「yourLIVE サービス内容」に定めるとおりとします。
- 2 次の事項は、本サービスの内容には含まれず、当社是对応する義務を負いません。
 - (1) 契約者の利用するソフトウェア及びハードウェアに関する問い合わせ並びに障害対応等
 - (2) 本サービスにかかるデータの内容、変更等に関する問合せ

第20条（本サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は、日本国内のみとします。なお、提供言語は日本語とし、お問合せについても日本語にて対応します。

第21条（再委託）

当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、当社は、当該再委託先（以下「再委託先」といいます。）に対し、第30条（秘密保持義務）のほか当該再委託業務遂行について利用契約・規約所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

VI 利用料金

第22条（本サービスの利用料金、算定方法等）

本サービスの利用料金、算定方法等は、当社が契約者に提出した最新の見積書に定めるとおりとします。

第23条（利用料金の支払義務）

- 1 契約者は、前条に定める利用料金及びこれにかかる消費税等を支払うものとし、なお、契約者が本条に定める支払を第24条（利用料金の支払方法）の規定に従い支払期限までに完了しない場合、当社は、第13条（一時的な中断及び提供停止）第2項の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとし、
- 2 利用期間において、第13条（一時的な中断及び利用停止）に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、利用期間中の利用料金及びこれにかかる消費税等の支払を要します。但し、第34条（利用不能時の料金減額措置）に該当する場合は、同条の定めによるものとし、

第24条（利用料金の支払方法）

本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税等の支払期限は、個別契約に定めるとおりとし、契約者は、これらの金員を、当社が発行する請求書で指定する金融機関口座に送金して支払う方法により支払うものとし、なお、支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

第25条（遅延利息）

- 1 契約者が、本サービスの利用料金その他の利用契約・規約に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.6%の利率で計算した金額を遅延利息として、本サービスの利用料金その他の債務と一括して、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとし、
- 2 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

Ⅶ 契約者の義務

第26条（契約者の責任）

- 1 契約者は、本サービスの利用に伴い、契約者の責に帰すべき事由で第三者（顧客企業及び視聴者を含み、国内外を問いません。本条において以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、契約者の責任と負担をもって処理、解決するものとし、契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
- 2 契約者は当社に対し、契約者らの責めに帰すべき事由により当社に発生した損害について、賠償責任を負うものとし、
- 3 契約者は、本サービスを利用するサービスの提供、又は本サービスを利用するために開

発した端末アプリの配布及び使用許諾などにあたっては、必ずこれらサービス又は端末アプリに関する責任の所在が契約者にあるものとして顧客企業等に告知するものとし、当該サービスや端末アプリに対する問合せ等の連絡が契約者に対し直接行われるよう案内を行うものとします。

第27条（禁止事項）

- 1 契約者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。また、顧客企業および視聴者にも、以下の行為を行わせないものとします。
 - (1) 当社若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
 - (3) 利用契約・規約に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
 - (4) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
 - (5) 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
 - (6) 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
 - (7) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
 - (8) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (9) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - (10) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
 - (11) その他、本サービスの目的に照らして相応しくない行為
- 2 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
- 3 当社は、本サービスの利用に関して、契約者らの行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること又は契約者らの提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、契約者らの行為又は契約者らが提供又は伝送する（契約者の利用とみなされる場合も含みます。）情報（データ、コンテンツを含みます。）を監視する義務を負うものではありません。

第28条（顧客企業の遵守事項等）

- 1 第8条（個別契約の締結）の定めに基づき、当社が、顧客企業による本サービスの利用を承諾した場合、契約者は、顧客企業との間で、次の各号に定める事項を含む契約を締結し、顧客企業にこれらの事項を遵守させるものとします。契約者は、当社が求める場合、

第8条（個別契約の締結）に基づく個別契約の注文書提出時に、当該個別契約により本サービスを利用する顧客企業から、下記各号の規定を含め本規約の規定を遵守する旨の当社宛の当社所定の誓約書を徴求し、当社に提出するものとします。

- (1) 顧客企業は、本規約に定める本サービス利用上の義務を承諾した上、契約者と同様にこれらを遵守すること。ただし、本規約のうち、利用料金の支払い義務など条項の性質上、顧客企業に適用できないものを除きます。
 - (2) 契約者と当社間の利用契約（基本契約又は個別契約）が理由の如何を問わず終了した場合は、顧客企業に対する本サービスも自動的に終了し、顧客企業は本サービスを利用できないこと。
 - (3) 顧客企業は、マルチアングル映像を視聴者の視聴のために提供することを除き、第三者に対し、本サービスを利用させないこと。
 - (4) 本サービスの提供に関して当社が必要と認めた場合には、契約者が、当社に対して、必要な範囲で、顧客企業から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができること、また、当社は第21条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなくかかる秘密情報を開示することができること。ただし、当該秘密情報に関して、当社は本規約に定める秘密情報と同等の管理を行う義務を負うものとします。
 - (5) 顧客企業は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して当社に損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、当社に対して一切の責任追及を行わないこと。
- 2 契約者は、当社から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、顧客企業に対し、すみやかに伝達するものとします。

第29条（顧客企業が利用契約に違反した場合の措置）

- 1 顧客企業が、前条第1項各号所定の条項に違反した場合、契約者は、すみやかに当該違反を是正させるものとします。
- 2 顧客企業が、前条第1項各号所定の条項に違反した日から7日間経過後も、当該違反を是正しない場合、当社は、次の各号に定める措置を講ずることができるものとします。
 - (1) 当該顧客企業に対する本サービスの提供を停止すること
 - (2) 当社と契約者の間の基本契約若しくは当該顧客企業に係る個別契約を解除すること

VIII 情報の取り扱い

第30条（秘密保持義務）

- 1 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号の

いずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 利用契約又は本規約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- 2 前各項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
 - 3 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
 - 4 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用するものとします。
 - 5 前各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、第21条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けるとなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
 - 6 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは、相手方の指示に従い、資料等を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。

第31条（業務情報の保存と削除）

- 1 本サービスにより契約者又は顧客企業が入力又は送信した情報（ライブコンテンツ及び個人情報を含む。以下「業務情報」という。）は、ソフトウェアの機能により当社が認識することなくインターネット回線を通じて自動的にサーバに記録されるものであり、当社は当該業務情報を事業の用に供するものではなく、業務情報について個人情報取扱事業者としての義務を負うものではありません。
- 2 当社は、利用契約又は各個別契約が期間満了又は解約により終了した場合、前項の業務情報が入力されたサーバから、当社の裁量において、いつでも、業務情報を閲覧することなく一括して削除することができます。契約者らは利用契約又は各個別契約の終了までに、必要な業務情報について、自ら保存の措置を講ずるものとします。当社は業務情報の削除により契約者らに生じた損害につき、賠償の責を負いません。
- 3 契約者らの本サービスの利用に伴い自動的に本サービス設備に蓄積される情報（コンピュータや端末の固有ID、IPアドレス、ログデータ、クッキーにより収集された情報な

どを含む。以下、総称して「本件収集情報」といいます)については、当社は以下の各号の目的にのみ利用できるものとします。

- (1) 本サービスの提供とその改善
 - (2) 本サービスにかかるソフトウェアアップデートの提供と通知
 - (3) 本サービスの技術上又は商業上の問題点の把握とその改善
 - (4) 本サービスの障害発生時の原因究明とその障害の復旧
 - (5) 本サービスの利便性向上の目的
 - (6) 契約者のニーズと関心に関する正確な把握
- 4 当社は、前項の目的についての分析、調査および助言等を専門的に行う第三者に、本件収集情報を開示することができるものとします。ただし、その場合、個人情報については、個人を特定できない形式に加工、匿名化した上で開示をするものとします。
- 5 当社は、本件収集情報のうち法令の定めに基づきまたは権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該官公署に対し開示することができるものとします。

第32条（データの消失）

当社は、本サービスを通してやりとりされるデータ（動画コンテンツファイルを含む）について、安全に管理するように努めます。ただし、不慮のシステムのトラブルなどによりシステムおよびデータが失われることがあります。当社は、本サービスにアップロードされたライブコンテンツを含むデータのバックアップの義務、および失われたデータの修復の義務を負わないものとし、契約者ら及び第三者のデータの毀損、消失により生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

IX サービスレベル

第33条（サービスレベル）

- 1 当社は、努力目標として別紙「yourLIVE サービス内容」記載の「サービスレベル指標」（以下「サービスレベル指標」といいます。）の基準を満たすよう、商業的に合理的な努力を払って本サービスを提供します。
- 2 当社は、サービスレベル指標を、利用契約・規約に基づく本サービスの内容を変更しない範囲で、随時変更できるものとし、当社指定日をもって変更後のサービスレベル指標が適用されるものとします。
- 3 サービスレベル指標は、本サービスに関する当社の努力目標を定めたものであり、サービスレベル指標に記載するサービスレベル指標値を下回った場合でも当社の債務の不履行を構成するものではなく、当社は損害賠償その他いかなる責任も負わないものとします。

- 4 サービスレベル指標は、利用契約・規約で除外されている一切のサービス及び免責事項に起因して生じた一切の問題には適用されません。

第34条（利用不能時の料金減額措置）

- 1 当社の責めに帰すべき事由により、利用不能状態が生じた場合において、当社は、各個別契約で定めた総利用時間（以下「個別利用時間」という）における利用不能状態の時間（以下「利用不能時間」という）に応じて、各個別契約の利用料金に、個別利用時間に対する利用不能時間の割合を乗じた額（小数点以下切り捨て）に消費税額を加算した額を利用料金から減額するものとします。当該減額措置は、契約者が支払う利用料金と相殺して請求書を発行するか、又は契約者に減額相当額を返金する方法によるものとします。ただし、個別利用時間に対する利用不能時間の割合が10%以下にとどまる場合は免責とし、減額措置は講じないものとします。
- 2 利用不能状態に対する当社の責任は前項の減額措置に限定されるものとし、当社は、利用不能状態について減額措置以外の賠償義務を負わないものとします。次条第2項は、利用不能状態について準用されるものとします。
- 3 以下に定める事由により、利用不能状態が生じた場合は、当社の責めに帰すべき事由により利用不能状態が生じたものではなく、本条に基づく減額措置は講じないものとします。なお、当該事由による利用不能状態発生を含め、当社の責によらない利用不能状態の発生により、契約者らその他第三者に損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 利用契約の定めに基づき、当社が本サービスの提供を停止した場合
 - (2) 本サービス用設備等の想定アクセス数を超えるアクセスに起因して利用不能状態が発生した場合等、契約者との合意により当社が手配した本サービス用設備の性能では本サービスの提供ができない場合
 - (3) 契約者設備との組み合わせ又は接続に起因して利用不能状態となった場合

X 責任の制限及び免責

第35条（損害賠償の制限）

- 1 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約もしくは本規約に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、本規約に別段の定めのあるものを除き当社の責に帰すべき事由により又は当社が利用契約又は本規約に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常損害に限定され、損害賠償の額は以下に定める額を超えないものとします。ただし、契約者の当社に対する損害賠償請求は、契約者による適切な対応措置が必要な場合には、契約者が適切な対応措置を実施したときに限り行えるものとします。なお、当社の責に帰すことがで

きない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとします。

- (1) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して過去12ヶ月間に発生した当該本サービスに係わる利用料金の平均月額料金の6ヶ月分
 - (2) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して本サービスの開始日までの期間が1ヶ月以上ではあるが12ヶ月に満たない場合には、当該期間(1月未満は切捨て)に発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金の6ヶ月分
 - (3) 前各号に該当しない場合には、当該事由が生じた日の前日までの期間に発生した当該本サービスに係わる料金の平均日額料金(1日分)に180を乗じた額
- 2 本サービス又は利用契約もしくは本規約に関して、当社の責に帰すべき事由により、又は当社が利用契約もしくは本規約に違反したことにより、顧客企業に損害が発生した場合について、当社は前項所定の契約者に対する責任を負うことによって顧客企業に対する一切の責任を免れるものとし、顧客企業に対する対応は契約者が責任をもって行うものとします。

第36条(免責)

本サービス又は利用契約もしくは本規約に関して当社が負う責任は、本規約に別段の定めのあるものを除き理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとします。当社は利用契約・本規約で明示的に保証したものを除き、保証責任、債務不履行責任、その他一切の責任を負いません。本サービスに関する、適時性、品質、常に使用可能であること、常時稼働していること、障害が発生しないこと、エラーまたは欠陥が修正されること、本サービスを利用可能にするサーバに、ウィルスその他の有害な要素がないこと、正確性および完全性、本件サービスが契約者らの要求または要望に適っていることについて、保証するものではありません。

第37条(補償)

契約者は、次のいずれかに起因して生ずる一切の請求(ライブコンテンツが第三者の権利を侵害しているとして当社に対してなされた損害賠償請求などを含みます)、責任、損失、費用及び損害(合理的な弁護士報酬を含みますがこれに限られません。)について、当社並びにその役員、取締役、従業員、代理人、ライセンサー及びサプライヤーを補償し、防御し、免責することに同意します。

- (1) 契約者又は顧客企業による、利用契約又は本規約の違反
- (2) 契約者又は顧客企業のアカウントの使用及びこれらに関連する行為、及び顧客又はそのアクセス権限を利用する者によるライブコンテンツ又はマルチアングル映像へのアクセス及びこれらの利用及びこれらに関連する行為
- (3) 契約者又は顧客企業により送信されたライブコンテンツ、その他本サービスの利用に

より契約者の承認のもとに当社が取得したデータ、ファイル又はその他のコンテンツ

XI 一般条項

第38条（一般条項）

- 1 本規約及び利用契約、ならびに本サービスの利用は、抵触法の原則を適用することなく、日本国法に準拠します。本規約、利用契約または本サービスもしくは本ソフトウェアに関連して生じるすべての紛争については、東京地方裁判所が専属的な管轄権を有するものとし、両当事者はかかる裁判地および対人管轄権に同意するものとします。
- 2 利用契約・規約は、本サービスに関する契約者と当社との完全かつ排他的な合意を構成するもので、本サービスに適用されるその他の合意および条件に優先し、取って代わるものとします。
- 3 契約者は利用契約・規約上の地位及び利用契約・規約に基づく権利または義務のいずれも第三者に質入れ、譲渡または担保の目的に供することはできません。ただし、当社は関係会社、子会社または本サービスに関連する事業の所有権の継承者にその権利を譲渡することができるものとします。
- 4 利用契約・規約のいずれかの条項又はその一部が法令により無効または執行不能と判断された場合においても、利用契約・規約のその余の条項及び部分はなお完全に効力を有するものとします。

別紙 1

yourLIVE サービス内容

(2023 年 9 月 22 日時点)

本サービスの種類及び内容は以下のとおりとします。

1 本サービスの種類及び内容

本サービスの内容

本サービスは、契約者の複数カメラの映像をインターネット経由で不特定多数ユーザにリアルタイム配信します。本サービスは映像エンコードサービスと視聴クライアント（yourLIVE プレーヤー）からなり、その内容は以下のとおりとします。

- (1) 映像エンコードサービスは、契約者がインターネット経由でアップロードした複数カメラ映像を 1 本に結合した映像ストリームを生成するものです。
- (2) 視聴クライアント支援サービスは、WEB ページ上で動作する (1) で結合した映像ストリームをインタラクティブに切替ながら視聴可能とするプレーヤーを契約者に提供するものです。

2 本サービス利用可能期間

事前に契約者が指定する一定期間とします。(例:XX 月 XX 日 XX 時～XX 時)

3 ライブコンテンツアップロードに関する仕様

本サービスにおいて契約者がライブコンテンツアップロードを行う際に必要な設備条件は、以下の条件とします。

- ① 電気通信回線
 - ・インターネット接続速度（上り）3Mbps 以上
 - 契約者が求める品質の映像（音声）をアップロードするために十分な速度であること。
- ② 映像符号化方式
 - ・アップロード映像の符号化条件は以下であること
 - 符号化方式：H.264
 - 解像度：1920×1080
 - フレームレート：60p（59.94p）
- ③ 音声符号化方式
 - ・アップロード音声の符号化条件は以下であること

符号化方式：AAC

サンプルレート：48000Hz

チャンネル数：2ch ステレオ

4 視聴者端末に関する仕様

本サービスを利用可能な視聴者端末は、以下の条件とします。なお、以下の仕様を有する端末において視聴できることを保証するものではありません。

① 視聴クライアント動作環境

オペレーティングシステム+インターネットブラウザ:

Windows: Windows 10 (21H2以降) +Google Chrome 最新版

Windows 11 (21H2以降) +Google Chrome 最新版

macOS: OS 12以降+Safari 最新版/Google Chrome 最新版

iPhone: iOS 15以降+Safari 最新版

Android: OS 11以降+Google Chrome 最新版

② 電気通信回線

インターネット接続速度(下り) 1.5Mbps以上

5 サービスレベル指標

可用性：サービス稼働率 90%以上

サービス稼働率 = (個別利用時間 - 利用不能時間) ÷ 個別利用時間 × 100